

# 地方独立行政法人加古川市民病院機構における 研究活動に係る不正への対応に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人加古川市民病院機構（以下「当機構」という。）における外部研究費の研究活動に係る不正への対応に関する取扱いについて定めることにより、不正の早期発見と是正を図り、もって、当機構の社会的信頼の維持及び業務運営の公正性の確保の強化に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 外部研究費

当機構以外の機関（以下「配分機関」という。）から、当機構職員に交付された資金（共同研究を行う者を通じて交付された場合を含む。）又は医学研究に充てることを目的として交付された奨学寄附金を財源として、当機構で研究員等の研究活動のために取り扱う全ての経費をいう。

(2) 配分機関

国の省庁等（厚生労働省、文部科学省、国立研究開発機構日本医療研究開発機構（AMED）、独立行政法人日本学術振興会、その他の独立行政法人等）、民間団体（財団法人、社団法人、特定非営利活動法人、企業、その他の任意団体等）をいう。

(3) 研究員等

当機構に所属する研究者及び事務職員等、外部研究費の運営及び管理に関わる全ての者をいう。

(4) 不正

不正とは、以下に掲げる不正使用、不正行為及び不正受給を総称していう。

①不正使用 故意もしくは重大な過失による外部研究費の他の用途への使用又は外部研究費の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用

②不正行為 ねつ造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサiership等、研究活動上の不適切な行為であって、研究者倫理に反する行為をいう。

また、研究活動において行われた、故意又は研究者としてわかまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文などの発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等のねつ造、改ざん、盗用は特定不正行為といい、それぞれの用語は以下に定めるところによる。

ア ねつ造 存在しないデータや、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん 研究資料、機器又は過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

③不正受給 偽り、その他不正の手段により外部研究費を受給すること。

(5) コンプライアンス教育 不正を事前に防止するため、外部研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのか等を理解させるために実施する教育等をいう。

(6) 研究倫理教育 研究員等に求められる倫理規範を修得等させるための教育をいう。

(研究倫理教育責任者)

第3条 不正を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、当機構に設置する研究倫理教育責任者は、「地方独立行政法人加古川市民病院機構における外部研究費の取扱いに関する要綱」第7条に規定する者をもって充て、研究員等を対象に定期的に研究倫理教育を実施しなければならない。

(研究員等の責務)

第4条 研究員等は、研究活動上のあらゆる不正を行ってはならない。また、他者による不正の防止に努めなければならない。

2 研究員等は、研究者倫理に関する知識を定着、更新し、自律性を高めるため、研究員等に求められる研究倫理教育を受けなければならない。

(研究データの保存及び開示)

第5条 研究員等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保とするため、実験・観察ノート、生データ（生データ、実験試料等の成果物をいい、以下「生データ等」という。）、その他の研究資料等（以下「研究データ」という。）を一定期間適切に保存・管理し、必要な場合に開示しなければならない。

2 保存期間及び管理方法等については、以下のとおりとする。

(1) 研究活動において使用した、資料（文書、数値データ、画像など）、試料（実験試料、標本）や装置などの保存期間は、当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日までの期間とする。なお、電子データは、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用できるよう保存するものとする。

(2) 前号の場合にあって次のいずれかに該当するときは、前号の規定の限りでない。

ア 保存・保管が本質的に困難なもの（不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料等）

イ 保存に多大のコストがかかるもの（生物系試料等）

(3) 臨床研究・治験センター長は、研究者の転出や退職に際し、当該研究活動に関わる

資料のうち保存すべきものについて、次に掲げるとおり措置を講ずるものとする。

ア 原本及びそのバックアップを保管すること

イ 所在を特定すること

ウ その他必要な措置を講ずること

(4) 個人データ等、その取扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものは、それらに係る規制やガイドラインに従い、取扱うものとする。また、特定の研究活動に関する成果物の取扱いについて、配分機関との取り決め等がある場合はそれに従うものとする。

(告発の受付体制)

第6条 研究活動に係る不正に関する告発（外部の者による告発等を含む。以下同じ。）を受け付け、又は告発の意思を明示しない相談（以下「告発等」という。）を受け付ける窓口（以下「受付窓口」という。）は、地方独立行政法人加古川市民病院機構における外部研究費の取扱いに関する要綱第10条の定めるところによる。

(告発対応責任者)

第7条 当機構に告発対応責任者を置き、内部統制室室長をもって充てる。

2 告発対応責任者は、告発の受付から調査に至るまでの体制の管理及び運営に関する事務を総括する。

(告発等の受付並びに調査及び事実確認を行う者の取扱い)

第8条 告発対応責任者は、告発等の受付及び調査について、当該告発等の事案に関し利害関係を有する者に関与させてはならない。

(告発等の取扱い)

第9条 受付窓口の利用は、別記様式の記載事項を記載した書面（封書又は電子メール）、電話、ファクシミリ又は面談により行うものとする。

2 告発等は、顕名により行われ、研究活動に係る不正を行ったとする研究員等、研究活動に係る不正の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付けるものとする。

3 前項の規定に関わらず、匿名による告発等があった場合は、その内容に応じ、顕名の告発等があった場合に準じた取扱いをすることができる。

4 告発等の内容に関し、当機構が調査を行う権限がない場合は、当該調査を行う研究機関又は配分機関にこれを回付するものとする。

5 告発者が行った告発等が、受付窓口において受け付けを行ったか否か、告発者自らが知り得ない方法により行われた場合は、告発者（匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は、顕名による告発者として取り扱う。以下同じ。）に、これを受け付けたことを通知するものとする。

6 告発等の意思を明示しない相談を受け付けた場合、その内容に応じ、告発等に準じ、その内容を確認した結果、不正がある（本条において可能性がある場合を含む。）と足るに至る相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発等の意思があるか確認するものとする。

7 不正が行われようとしている、又は不正を求められていると告発等又は相談を受け付けた場合、その内容を確認した結果、不正があると足るに至る相当の理由があると認めるときは、告発対応責任者は被告発者に警告を行うものとする。ただし、当機構が被告発者の所属する研究機関ではない場合は、被告発者の所属する研究機関に事案を回付するものとする。

8 当機構が当該被告発者に警告を行った場合は、当機構は被告発者の所属する研究機関に警告の内容等について通知するものとする。

(告発者、被告発者の取扱い)

第10条 告発対応責任者は、告発等を受け付ける場合には、告発等の内容や告発者（前条第

6 項及び第7 項に規定する相談者を含む。以下同じ。) の秘密を守るための適切な措置を講ずるものとする。

- 2 告発対応責任者は、告発者及び被告発者が特定できる情報、告発等の内容及び調査結果について、その公表まで告発者及び被告発者の意に反し調査関係者以外に漏えいすることのないよう、関係者の秘密保持を徹底するものとする。
- 3 告発対応責任者は、調査事案が漏えいした場合には、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中に関わらず調査事案について公表することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は、この限りでない。
- 4 内部統制室室長は、調査の結果、悪意（専ら被告発者に何らかの損害を与えること又は被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づく告発等であることが判明した場合には、氏名の公表、懲戒処分等（地方独立行政法人加古川市民病院機構就業規則に基づくものをいう。以下同じ。）を行うために必要な対応、刑事告発、民事訴訟、その他必要な対応を講じるものとする。
- 5 当機構に所属する全ての者は、告発等をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 6 理事長は、告発者に対し不利益な取扱いを行った者がいた場合は、関係規程に従い、その者に対し、懲戒処分等を行うために必要な対応を行うものとする。
- 7 理事長は、悪意に基づく告発等であることが判明しない限り、これを行ったことを理由に、告発者に対し、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 8 当機構に所属する全ての者は、告発等が行われたことを理由に、被告発者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(告発等の受付によらないものの取扱い)

第11条 第9条の第6項又は第7項に規定する告発の意思を明示しない相談は、相談者が告発等の意思表示をしない場合であっても、告発対応責任者の判断により、この調査を開始することができる。

- 2 学会等の科学コミュニティや報道により当機構に所属する者の研究活動に係る不正行為の疑いが指摘された場合、当機構に告発等があった場合に準じ、取り扱うものとする。
- 3 当機構に所属する者の研究活動に係る不正の疑いがインターネット上に掲載されている場合等、当機構が、その疑いの事実（研究活動に係る不正を行ったとする研究員等、研究活動に係る不正の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）について了知した場合には、当機構に告発等があった場合に準じ、取扱うものとする。

(調査を行う機関)

第12条 被告発者が複数の研究機関に所属する場合において、当機構が、被告発者が告発等された事案に係る研究活動を主として行っていた研究機関に該当するときは、所属する複数の研究機関と合同で調査を行うことができる。

- 2 被告発者が当機構と異なる研究機関で行った研究活動に係る告発等があった場合、当機構は、当該研究活動が行われた研究機関と合同で、告発等された事案の調査を行うことができる。

3 被告発者が当機構を既に退職している場合は、被告発者が現に所属する研究機関と合同で、告発等された事案の調査を行うことができる。

(予備調査)

第13条 告発対応責任者は、告発等の受付後速やかに、第14条に定める本格的な調査

(以下「本調査」という。)の実施の要否を判断するため、予備調査を行うものとする。なお、予備調査においては、次の各号に掲げる内容を確認するものとする。

- (1) 研究活動に係る不正が行われた可能性、告発等の根拠として提示を受けた理由の倫理性
  - (2) 告発等された事案に係る研究活動の公表から告発等までの期間について、研究成果の事後の検証を行う上で重要な研究データに関し、次のいずれかの保存期間の範囲内である等の合理性
    - ①当該研究分野の特性に応じた合理的な保存期間
    - ②当機構が定める保存期間
- 2 告発対応責任者は、第15条に定める研究不正調査委員会に対し、予備調査の実施を要請することができる。
- 3 告発対応責任者は、告発等を受け付けた場合には、告発等の受付から概ね30日以内に、本調査の要否を判断し、理事長に報告するものとする。
- 4 理事長は、告発対応責任者から予備調査の報告を受け、告発等が行われた事案の本調査を実施するか否かを決定するものとする。
- 5 告発対応責任者は、理事長が本調査を行わないことを決定した場合は、その理由とともに告発者に通知するものとする。この場合において、告発対応責任者は、予備調査に係る資料等を保存し、告発者の求めに応じ開示するものとする。
- 6 告発対応責任者は、第4項の結果について、配分機関に報告するものとする。

(本調査)

第14条 告発対応責任者は、前条第4項により理事長が本調査の実施を決定した場合は、告発者及び被告発者に対し本調査の実施を通知し、調査の協力を求めるものとする。この場合において、被告発者が当センター以外の研究機関に所属している場合は、当該機関に通知するものとする。

- 2 本調査の実施に当たっては、告発者が了承した場合を除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう十分配慮するものとする。
- 3 理事長は、本調査を行う事案に係る調査方針、調査対象及び方法等について配分機関等に(第12条に定める合同で調査する研究機関を含む。以下同じ。)報告及び協議するとともに、関係省庁等の研究不正対応部署に本調査の実施の決定について報告するものとする。
- 4 本調査の実施決定後、本調査が開始されるまでの期間は、概ね30日以内とする。

(調査体制)

第15条 理事長は、前二条に定める調査に対応するため、研究不正調査委員会(以下「調

査委員会」という。)を設置し、委員長及び委員を選任するものとする。

- 2 調査委員会の委員長は、委員の中から後選により選出する。
- 3 調査委員会の委員は、半数以上を外部有識者で構成するものとし、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 4 告発対応責任者は、調査委員会が設置された場合、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。
- 5 前項の場合において、告発者及び被告発者は、調査委員の選任結果に異議があるときは、通知が交付された翌日から起算して10日以内に異議申立てをすることができる。
- 6 告発対応責任者は、異議申立てがあった場合、理事長に通知するものとする。この場合において理事長は、その内容を審査し妥当であると判断したときは、調査委員を交代し、告発者及び被告発者に対し、その通知をするものとする。

#### (調査方法・権限)

- 第16条 本調査は、告発等された事案に係る研究活動に関する論文及び研究データ等の精査、関係者へのヒアリング、再実験の実施等の手法により行うものとする。この場合において、被告発者に対し、弁明の機会を与えなければならない。
- 2 調査委員会は、調査のため、再実験の実施の必要性を認める場合は、合理的に必要な期間及び機会（機器、経費等を含む。）により、これを行う。この場合において、本調査は調査委員会の指導・監督の下に行うものとする。
- 3 告発対応責任者は、前2項に関する調査委員会の調査権限について、別に定め、関係者に通知するものとする。

#### (本調査の対象となる研究活動)

- 第17条 本調査の対象は、調査委員会の判断により、告発等された事案に係る研究活動のほか、被告発者の他の研究活動も含めることができる。

#### (証拠の保全措置)

- 第18条 調査委員会は、本調査の実施に当たり、告発等された事案に係る研究活動に関し証拠となる資料等を保全するため、当該事案に係る資料の提出又は閲覧若しくは現地調査を行うことができる。この場合において、被告発者は、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出に応じなければならない。

#### (本調査の中間報告)

- 第19条 理事長は、告発等された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めがある場合においては、調査の終了前であっても、調査の進捗状況及び中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。

#### (本調査における研究又は技術上の情報の保護)

- 第20条 調査委員会は、本調査の実施に当たり、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上機密保全が必要な情報が外部に漏えいすることのないよう十分配慮するものとする。

#### (事実の認定)

- 第21条 調査委員会は、調査（第13条又は第14条に定めるものをいう。本条において同じ。）を行い、不正の有無について事実の認定を行うものとする。

2 前項の調査の結果、不正があるものと認める場合は、次の各号に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 不正に関与した者及びその関与の状況
- (2) 当該研究活動に係る論文等及びその著者
- (3) 前号における著者の当該研究活動における役割
- (4) 研究費を不正使用した場合における使途及びその相当額等

3 前2項の規定にかかわらず、調査の過程において、不正の事実の一部が確認できた場合は、速やかに事実の認定を行うものとする。

4 不正がないものと事実の認定を行う場合であって、調査により告発等が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せて事実の認定を行うものとする。なおこの認定に際しては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、本調査の開始後、概ね150日以内に調査した結果をまとめるものとする。

6 調査委員会は、直ちに前項の結果を理事長に報告するものとする。

(不正を否定する場合の証明責任)

第22条 被告発者は、調査委員会の調査において、不正があったことを否定しようとする場合は、自己の責任において当該研究活動が科学的に適正な方法と手続きにのっとり行われたこと、論文等がそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して証明しなければならない。

(不正の有無の事実認定)

第23条 調査委員会は、前条の規定による被告発者の証明及び本調査の実施により得られた物的・科学的証拠、証言等の証拠を総合的に判断し、不正の有無について事実認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被告発者から、不正に関する証拠が提出された場合において、これを否定できないときは、不正があったものとして事実を認定するものとする。

3 調査委員会は、被告発者が、生データ等及び試薬等本来存在すべき基本的な要素（以下「基本的な要素」という。）の不足により、不正があったことを否定できる証拠を示すことができない場合は、不正があったものとして事実を認定するものとする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、基本的な要素を十分示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。なお、基本的な要素の不存在等が、次のいずれかに該当する場合においても同様とする。

- (1) 当該研究分野の特性に応じた合理的な保存期間を超える期間
- (2) 被告発者が所属する、又は告発に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超える期間

4 前項における説明責任の程度及び基本的要素は、研究分野の特性に応じ、調査委員会が判断するものとする。

(本調査の結果の通知及び報告)

第24条 理事長は、本調査の結果（事実認定を含む。以下同じ。）を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で研究活動に係る不正行為に関与したと認定された者を含む。）

以下同じ。)に通知するものとする。なお、被告発者が当機構以外の研究機関に所属している場合は、その機関に対し結果を通知するものとする。

2 理事長は、前項の場合において、告発等を受け付けた日から210日以内に、その事案に係る配分機関及び関係省庁等の研究不正対応部署に対し、次の各号に掲げる事項を本調査の結果として最終報告書にまとめ、これを提出するものとする。なお、期限までに本調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を行うものとする。

- (1) 不正発生要因
- (2) 不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況
- (3) 再発防止計画

3 理事長は、前項の規定にかかわらず、第21条第3項の規定による不正の事実の一部が確認できた場合は、配分機関及び関係省庁等の研究不正対応部署にその結果を報告するものとする。

4 理事長は、悪意に基づく告発等との事実認定があった場合は、告発者が所属する研究機関に通知するものとする。

(不服申立て)

第25条 研究活動に係る不正を行ったものと認定された被告発者は、前条第1項の規定による通知書が交付された日の翌日から起算して30日以内に、理由を添えて調査委員会に不服申立てをすることができる。ただし、この場合において、同一理由により、再度、不服申立てを行うことができない。

2 告発等が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、前項の規定に準じて不服申立てをすることができる。

3 告発対応責任者は、不服申立てがあったときは、速やかに告発者に通知し、理事長に報告するものとする。この場合において、理事長は、その事案に係る配分機関等及び関係省庁等の研究不正対応部署に報告するものとする。なお、前段の規定は、不服申立ての却下及び再調査の実施を決定したときも同様とする。

4 不服申立ての審査は、調査委員会が行うものとする。この場合において、不服申立ての理由等が新たに専門性を要する判断が必要として理事長が認めるときは、理事長は、調査委員の交代、追加又は調査委員会以外の者に審査をさせることができる。

5 調査委員会（前項に規定する調査委員会に代わる者を含む。以下同じ。）は、不服申立ての理由等を勘案し、再調査の実施の要否について決定するものとする。なお、前段の場合において、再調査を行うことを決定した場合は、被告発者に対し、協力を求めることができる。

6 前項において、不服申立てを却下するものと決定した場合は、直ちに理事長に報告し、告発対応責任者は、被告発者に当該決定を通知するものとする。

7 第5項の後段の規定による被告発者からの協力が得られない場合は、再調査を打ち切ることができる。この場合にあつては、直ちに理事長に報告し、告発対応責任者は、被告発者に通知するものとする。

8 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その50日以内に、本調査の結果を覆す

か否かを決定し、直ちにその結果を理事長に報告するものとする。

- 9 告発対応責任者は、前項による結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知するものとする。この場合において、理事長は、その事案に係る配分機関及び関係省庁等の研究不正対応部署に報告するものとする。
- 10 告発対応責任者は、第2項の悪意に基づく告発等と認定された告発者から不服申立てがあった場合、告発者が所属する機関及び被告発者に通知し、理事長に報告するものとする。なお、前段の報告を受け、理事長は、その事案に係る配分機関及び関係省庁等の研究不正対応部署に報告するものとする。

#### (調査結果の公表)

第26条 理事長は、研究活動に係る不正が行われたとの認定があった場合には、速やかに調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正の内容、当センターが公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 理事長は、研究活動上の不正が行われなかったとの認定があった場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 理事長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定があった場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表するものとする。

#### (告発者及び被告発者に対する措置)

- 第27条 理事長は、調査の実施を決定した後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発等された研究に係る研究費の支出を停止することができる。
- 2 理事長は、不正が認定された場合、不正への関与が認定された者又は不正が認定された論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者（次項において「被認定者」という。）に対し、直ちに当該研究費の使用中止を命ずるものとする。
  - 3 理事長は、不正が認定された場合において、被認定者に対し、その論文等の取下げを勧告するものとする。
  - 4 理事長は、不正が認定された場合において、その不正が外部研究費の私的流用など行為

の悪質性が高い場合には、必要に応じ、懲戒処分等を行うために必要な対応、刑事告発、民事訴訟、その他必要な対応を講じるものとする。

(配分機関から措置を受けた場合)

第28条 理事長は、配分機関から間接経費措置額の削減等の措置を受けた場合には、再発防止の観点から、当機構内においても、不正が発生した診療科等に対する措置を講じるとともに、不正に関与していない診療科等や構成員の研究活動の遂行に影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じなければならない。

(庶務)

第29条 この要綱に関する庶務は、加古川中央市民病院事務局において処理する。

(雑則)

第30条 この要綱に定めるもののほか、研究活動に係る不正への対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、2019年 9月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、2026年 4月 1日から施行する。

## 申 立 書

申立日:平成 年 月 日

地方独立行政法人 加古川市民病院機構  
理事長 様

所属:  
職名等:  
氏名: 印  
連絡先:

地方独立行政法人加古川市民病院機構における研究活動に係る不正への対応に関する要綱  
第9条の規定に基づき、下記の研究活動における不正について申立てを行います。

### 記

#### 1 対象研究者等の所属、職名等、氏名

所 属:

職名等:

氏 名:

#### 2 不正の種類:

(①不正使用、②不正行為、③特定不正行為(ねつ造・改ざん・盗用)、④不正受給の別)

#### 3 不正の内容

#### 4 不正の発生時期: 年 月

#### 5 不正の発生場所

#### 6 証拠資料(内容を記載し、添付すること)

#### 7 対象研究資金について(わかる範囲で記入してください。)

配分機関名:

資金名称:

課 題 名:

課題番号:

#### 8 その他参考となる事項